平成２６年（フ）第６０３号
大阪府豊中市島江町１丁目３番12―805号
債務者　阿部日出男
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０４号
大阪府豊中市島江町１丁目３番12―805号
債務者　阿部とし子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１０号
大阪市中央区淡路町１丁目５番10―801号
債務者　岡本　佳子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９８号
大阪市北区西天満３丁目４番21―106号
債務者　東　　枝里
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３１号
大阪市生野区新今里１丁目９番６号　新今里第二ケーワイメゾン108
債務者　柳龍子こと柳龍杏こと　柳　　龍姫
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８７８号
大阪府豊中市上新田４丁目26番１―707号
債務者　橋本　尊久
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８７９号
大阪市東成区大今里南３丁目９番４号　ブルーハイツ403号、前住所大阪市生野区桃谷４丁目１番２号　ネオコーポ桃谷111号
債務者　沢田久美こと　文　　久美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８９号
大阪市淀川区田川北２丁目５番49号
債務者　高橋　裕香
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０９号
大阪府八尾市東山本新町３丁目４番40―101号
債務者　吉田由紀子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１３号
大阪府守口市河原町15番８―104号、前住所大阪府守口市金下町２丁目13番６号
債務者　古田　秀輝
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２４６号
大阪市東成区大今里西１丁目６番38号
債務者　廣瀬はるみ
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２９２号
大阪府八尾市中田２丁目297番地
債務者　平岡千恵子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３２０号
大阪市東住吉区今川４―19―10　レオパレスＥＦＦＯＲＴ103、住民票上の住所大阪府東大阪市若江東町２丁目７番２―1204号
債務者　山田　一隆
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８８号
大阪市城東区放出西２丁目19番25―301号
債務者　桶谷　美樹
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３９９号
大阪市中央区上本町西３丁目２番23―1002号
債務者　川辻　徹也
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４９号
大阪市城東区関目２丁目10番27号　ラ・メイユール303
債務者　伊藤亜由子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４６７号
大阪市西区新町３丁目６番19―704号
債務者　黛　　恵介
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４６９号
大阪市淀川区三国本町３丁目25番８―102号
債務者　三宅　桃子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部